

未成年者の後見届

未成年者について親権を行う人がいないとき、または親権者が管理権を有しないときに、後見が開始されます。後見は、未成年者の身上および財産上の保護を目的とする制度であり、家庭裁判所に請求することによって、未成年後見人を選任することができます。後見が開始したときは、その旨を届出なければなりません。

また、未成年者の後見人等が死亡したとき又は欠格事由該当によりその地位を失ったときも、その旨を届出なければなりません。

根拠法令	戸籍法第81条・第82条・第84条・第85条 民法第838条・第839条
届出期間	未成年後見人就職等の日から10日以内
届出地	未成年者、後見人の本籍地または後見人の所在地
届出人	後見人、未成年者・親族・未成年後見監督人(未成年後見人等の地位喪失届)
必要書類	<ul style="list-style-type: none">・届書：未成年後見届、未成年後見人等の地位喪失届の記入例は下記をご覧ください。・未成年後見開始届：後見人選任の審判書の謄本又は遺言の謄本・未成年後見終了届：後見人終了の判決書又は許可書の謄本・未成年後見人等の地位喪失届：地位喪失の判決書謄本 ※戸籍全部事項証明書の添付は不要となりました。 ・印鑑：届出人のもの（押印は任意です。押印する場合はお持ちください。）
その他	「届書に共通する主な留意事項」は必ず確認してください。 <ul style="list-style-type: none">・未成年後見開始届、未成年後見終了届、未成年後見人等の地位喪失届は、平成24年4月1日以降の様式です。・未成年後見監督人の手続き等は、未成年後見人に準じます。
関連の届出	
教示	未成年者後見届等の不受理処分がされたとき、戸籍法第122条により家庭裁判所に不服申立てができます。

※この様式は平成24年4月1日からの様式です。

未成年者の
後見届

令和6年3月1日届出

※届出日を記入してください

埼玉県春日部市長 殿

受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日						
送付 令和 年 月 日 第 号	埼玉県春日部市長 印						
書類調査	戸籍記載	記載調査	附票	住民票	通知		

(よみかた) 氏名 生年月日	後見を受ける人		後見(後見監督)をする人	
			<input checked="" type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 未成年後見監督人	
	しょうわ 氏 庄和	じろう 名 二郎	かすかべ 氏 粕壁	たろう 名 太郎
	平成16年 8月15日		昭和40年 8月10日	
住所 (住民登録をして いるところ)	埼玉県春日部市中央6 (丁目) 2 (番地) 番号 (方書・マンション名)		埼玉県春日部市中央6 (丁目) 2 (番地) 番号 (方書・マンション名)	
本籍	埼玉県春日部市金崎839 丁目 (番地) 1 筆頭者の氏名 庄和 京子		埼玉県春日部市中央6 (丁目) 2 (番地) 番号 筆頭者の氏名 粕壁 太郎	
届出事件の 種別・原因	開始 (就職)	<input checked="" type="checkbox"/> 親権を行う人がいない <input type="checkbox"/> 親権を行う人に管理権がない <input type="checkbox"/> 未成年後見監督人が就職した		開始 令和6年2月1日 就職 令和6年3月1日
	終了	<input type="checkbox"/> 未成年被後見人が成年に達した <input type="checkbox"/> 親権者が親権(管理権)を回復した <input type="checkbox"/> 未成年被後見人が親権に服することになった <input type="checkbox"/> 未成年後見監督人の任務が終了した		終了 年 月 日
その他				
届出人 署名押印	粕壁 太郎 印			

※持参するもの 未成年後見開始届は後見人選任の審判書の謄本又は遺言の謄本、未成年後見終了届は後見人終了の判決書又は許可書の謄本、印鑑

連絡先	電話 048-736-1111
	(自宅)・携帯・勤務先・呼出